

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(生活振興課)	九三
○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	九四
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出	(保護課)	九四
○生活保護法による施術機関の指定	(保護課)	九五
○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出	(地域産業課)	九五
○平成十四年度職業訓練指導員試験(学科試験)の実施	(人材育成課)	九六
○肥料の登録の有効期間の更新	(道産食品安全室)	九七
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農地調整課)	九八
○土地改良法による国営換地計画の決定	(農地調整課)	九八
○家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	九八
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	九八
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九九
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	九九
○知事権限に係る保安林の指定の解除(二件)	(治山課)	九九
○建設業者に対する監督処分	(建設情報課)	一〇〇
○山村振興法による市町村道の代行工事の完了	(道路計画課)	一〇一
○道路の供用の開始	(道路整備課)	一〇一
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	一〇一
○公有水面の埋立ての免許	(河川課)	一〇三
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正	(経理課)	一〇四
○人工授精師養成講習会修業試験合格者	(酪農畜産課)	一〇四
○公募型プロポーザルの実施	(環境政策課)	一〇四
○一般競争入札の実施		一〇五
○特定調達契約に係る入札の公告		一〇六
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一〇七

告 示

示

道立農業大学校告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示
- 道教育庁上川教育局告示
- 一般競争入札の実施

一〇八
一〇八

北海道告示第1816号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成14年10月25日
- (2) 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 オリオンサーズ
- (3) 代 表 者 の 氏 名 稲田 雅久
- (4) 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 札幌市中央区北1条西9丁目3番18号
- (5) 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的 北海道ビジネスビル3階

この法人は、一般市民への「治療」についての情報提供と啓蒙活動を通じ、創薬プラットフォームを支援することにより薬の開発を促し、医療の発展に寄与し社会に貢献することを目的とする。

- 2(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成14年10月25日
- (2) 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 マイノリティ・アドバンス
- (3) 代 表 者 の 氏 名 岩田 利夫
- (4) 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 函館市船見町15番1号
- (5) 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的

この法人は、痴ほうによって自立した生活が困難となった高齢者に家庭的な環境のもとで、日常生活の介助介護及び機能訓練を行うことにより、自由にして安心と尊厳のある生活とその者が有する能力に応じ、可能な限り自立して生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- 3(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成14年10月25日
- (2) 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 函館テニス倶楽部

- (3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

函館市杉並町4番14号
この法人は、テニス競技についての素地、教養を持つ指導者を求める市民や、将来を見据えた競技活動を目指すジュニア、また身体に障害を持つ人達などに対して、地域に根ざしたテニス競技の普及、指導、研究、人材育成に関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

北海道告示第1817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年11月19日

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人社団誠仁会 美馬産婦人科	函館市柏木町15番2号	平成14.10.1
函館呼吸器内科クリニック	同 鍛冶1丁目14-3	同
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会西小樽病院	小樽市長橋3丁目24番1号	同
医療法人社団 にっしん耳鼻咽喉科クリニック	苫小牧市日新町2丁目6番地43号	同 14.9.1
医療法人社団 にっしん泌尿器科クリニック	同	同
むらかみ内科クリニック	江別市大麻新町7-5	同 14.10.1
医療法人社団耕仁会 曽我クリニック	紋別市大山町4丁目14-1	同 14.9.1
医療法人健康会 妹背牛診療所	雨竜郡妹背牛町字妹背牛361番地23	同 14.10.1
中村医院	静内郡静内町神森124番地の3	同
ひがし十勝病院	中川郡幕別町字千住193番地4	同 14.8.1
釧路赤十字訪問看護ステーション	釧路市新栄町21番14号	同 14.8.15
社団法人北海道総合在宅ケア事業団 千歳訪問看護ステーション	千歳市北光2丁目1番1号 市立千歳市民病院内	同 14.8.17
ウインゲ歯科クリニック	帯広市東6条南10丁目番地	同 14.7.15
あさひ歯科クリニック	滝川市朝日町西1丁目6番1号	同 14.10.1

おさつへ歯科	茅部郡南茅部町字尾礼部342番5号	同 14.9.1
佐久間歯科古平医院	古平郡古平町大字浜町48-3	同
みずほ通り歯科クリニック	中川郡幕別町札内共栄16-3	同 14.10.1
かがやき調剤薬局	函館市五稜郭町34番16号	同 14.10.15
湯の川タウン薬局	同 湯川町1丁目29番1号	同 14.10.1
レインボー薬局大川店	同 大川町12番21号	同
レインボー薬局かじ店	同 鍛冶1丁目14番2号	同
若草調剤薬局	苫小牧市若草町5丁目1番6号	同
スミシ調剤薬局	江別市大麻新町7番地の17	同
株式会社 くすりのもりた高台店	千歳市高台4丁目3番6号	同 14.9.1
株式会社 くすりのもりた栄町店	同 栄町4丁目12-4	同
みなと町調剤薬局	茅部郡森町字港町186番地の10	同 14.10.1
あけぼの調剤薬局	岩内郡共和町梨野舞舩2-268	同
つばめ薬局	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目1-9	同

北海道告示第1818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年11月19日

名称又は氏名	所在地又は住所	届出の内容
渡辺外科呼吸器科	函館市東雲町12-10	平成14.9.30 廃止
医療法人社団誠仁会 美馬病院	同 柏木町15番2号	同
医療法人社団 飯塚小児科医院	同 松陰町1番6号	同
にっしん耳鼻咽喉科クリニック	苫小牧市日新町2丁目6番地43号	同 14.8.31 同
にっしん泌尿器科クリニック	同	同
医療法人社団耕仁会 曽我クリニック	紋別市大山町4丁目14-1	同
黒松内町国民健康保健病院 白井川診療所	寿都郡黒松内町字白井川8番地268	同 14.9.30 休止

佐久間齒科古平医院 妹背牛町立診療所 平井医院 ひがし十勝病院 社団法人北海道総合在宅ケア事業団 千歳訪問看護ステーション セーラー歯科クリニック たんばん薬局 つばめ薬局 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院 医療法人社団 しのじま小児科医院 北海道告示第1819号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設機関を次のとおり指定した。 平成14年11月19日	古平郡古平町大字浜町48 - 3 雨竜郡妹背牛町字妹背牛361番地22 浦河郡浦河町大通5丁目83の1 中川郡幕別町字千住193番地4 千歳市東雲町2丁目16番地の3 小樽市稲穂2丁目7 - 18 帯広市西2条南8丁目 ふじまるビル7F 静内郡静内町本町2丁目3番3号 浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目1 - 9 小樽市梅ヶ枝町8番18号 同 14.10.1 変更（名称） （変更前）社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院 （変更後）社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽北生病院 （変更後）江別市上江別44番地の17 （変更前）江別市上江別65番地6 （変更後）江別市上江別44番地の17 同 14.10.12 変更（住所）	平成14. 8.31 廃止 同 14. 9.30 同 同 9. 3.31 同 同 14. 7.31 同 同 14. 8.16 同 同 14. 8.30 同 同 14. 7.14 同 同 14. 9.30 同 同 14.10.1 同 同 14.10.12 同 同 14.10.17 同 同 14.10.1 同	北海道知事 堀 達 也
	北海道告示第1820号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地		
	域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年3月19日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着することができるとして、平成14年11月19日	北海道知事 堀 達 也	
	1 届出事項の概要		
	(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フアッションセンターしまむら滝川店 滝川市東町5丁目146番1号		
	(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 高橋 計晴 滝川市滝の川東2丁目16番6 - 1022号 滝の川団地		
	(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号		
	(4) 大規模小売店舗の新設する日 平成15年6月11日		
	(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,280㎡		
	(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 60台 イ 駐輪場の収容台数 15台 ウ 荷さばき施設の面積 119㎡ エ 廃棄物等の保管施設の容量 26㎡		
	(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後8時15分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで		

2 届出年月日 平成14年11月8日		和 裁 科 指導方法 関連学科 (系基礎学科) (1) 裁 縫 知 識 (裁縫工程 裁縫用具 見積り) (2) 縫 製 法 (縫製法 縫製用材料) (3) 安 全 衛 生 (安全管理 衛生管理) (専攻学科) (1) 和 裁 法 (裁縫工程 和服の種類 裁縫法) (2) 被 服 学 (被服史 被服論 被服科学 服装美学) 木 工 科 指導方法 関連学科 (系基礎学科) (1) 製 図 (現図画法 読図法) (2) 木材加工法 (木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法) (3) 安 全 衛 生 (安全管理 衛生管理) (専攻学科) (1) 工 作 法 (木工品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算) (2) 塗 装 法 (塗装機器 塗装法) (3) 材 料 (木工用材料 接着剤 仕上材料) 建 築 科 指導方法 関連学科 (系基礎学科) (1) 建 築 工 学 (構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) (2) 安 全 衛 生 (安全管理 衛生管理) (専攻学科) (1) 建 築 設 計 (建築設計 設備設計 建築計画) (2) 施 工 法 (建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) (3) 材 料 (建築用材料) 塗 装 科 指導方法
3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道空知支庁商工労働観光課		
(2) 縦覧期間 平成14年11月19日 (火) から平成15年3月19日 (水) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。) (3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで (4) その他 縦覧については、滝川市に対しても協力依頼を行う予定があるので、縦覧場所、時間等については滝川市へ問い合わせること。		
北海道告示第1821号 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験 (学科試験) を次のとおり実施する。 平成14年11月19日 北海道知事 堀 達 也		
1 試験を実施する免許職種及び試験科目 免 許 職 種 学 科 試 験 の 科 目 機 械 科 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。) 関連学科 (系基礎学科) (1) 機 械 工 学 (機械要素 機構と運動) (2) 材 料 (材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) (3) 工 作 法 (NC工作法 機械工作法 ジグ 工具) (4) 測 定 法 (測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) (5) 安 全 衛 生 (安全管理 衛生管理) (専攻学科) (1) 加 工 法 (切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工		

関連学科 (系基礎学科) (1) デザイン (文字 構成 色彩 模様) (2) 塗装一般 (塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規) (3) 安全衛生 (安全管理 衛生管理) (専攻学科) 塗 装 法 (金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装法 試験法 材料 仕様及び積算) 上記以外の 指導方法 免 許 職 種 2 試 験 の 実 施 期 日 平成15年2月7日 (金) 3 試験の実施地及び実施 場所 試験の実施地は、各支庁所在地及び小樽市とし、実施場所は、 後日受験票で通知する。 4 受 験 資 格 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者又は 職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号。 以下「省令」という。) 第45条の2 第2項若しくは第3項に 規定する者 (機械科、和裁科、木工科、建築科及び塗装科の 受験者にあつては省令第46条の規定により実技試験の全部が 免除される者、その他の免許職種の受験者にあつては同条の 規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全 部が免除される者に限る。) であつて、次のいずれにも該当 しない者 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者 (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2年を経過しない者 5 受 験 手 続 統 (1) 受 験 申 請 書 類 登録番号 肥 料 の 種 類 肥 料 の 名 称 保証成分量 (%) そ の 他 の 規 格 北 海 道 混 合 有 機 質 肥 料 カセイ混合有機質肥料2 窒 素 全 量 5.5 含有を許される有害 第2626号 号 りん酸全量 4.5 成分の最大量は公定 加里全量 1.5 規格のとおり			
ア 受験申請書及び履歴書 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽で、55mm×40mmのもの) ウ 受験資格を有することを証する書面 エ 実技試験の全部が免除されることを証する書面 オ 学科試験の全部又は一部が免除される者にあつては、学科試験の全部又は一部が免 除されることを証する書面 (2) 申請書類の提出先 各支庁経済部商工労働観光課 (後志支庁にあつては、商工労 働課) 又は後志支庁小樽商工労働事務所 (3) 申請書類の提出期限 平成14年12月2日 (月) から16日 (月) まで。ただし、郵送 の場合は、16日までの消印のあるものに限り受け付ける。 (4) 試 験 手 数 料 試験手数料は、3,100円に相当する額面の北海道収入証紙を 受験申請書の所定の箇所にはり付けて納付すること (証紙は、 申請者の印章又は署名により消印すること。)。 (5) 受 験 票 受験申請書を受理した後、本人あて送付する。 6 合 格 表 平成15年3月下旬までに各支庁経済部商工労働観光課 (後志 支庁にあつては、商工労働課) 又は後志支庁小樽商工労働事 務所から合格者あてに通知して行う。 7 そ の 他 (1) 受験申請書及び受験案内書は、各支庁経済部商工労働観光課 (後志支庁にあつては、 商工労働課) 及び後志支庁小樽商工労働事務所において配布する。 なお、郵便で請求する場合は、必ず返信用切手120円分を同封すること。 (2) 試験に関し不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課 (後志支庁にあつては、商工労 働課) 又は後志支庁小樽商工労働事務所に問い合わせること。 北海道告示第1822号 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効 期間を更新した。 平成14年11月19日 北海道知事 堀 達 也 名 姓 生 産 者 住 業 者 所 釧路化成工業株式会社 釧路市大楽毛251番地1 平成17.12.23			

北海道 第2108号	炭酸カルシウム肥料	50.0カーボンプラック入 り炭酸カルシウム肥料	アルカリ分	50.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	北見石灰工業株式会社	北見市相内町195番地	平成20.12.25
北海道 第2113号	同	50.0カーボンプラック入 り炭酸カルシウム肥料	同	50.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	同

北海道告示第1823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、七飯町湯出川地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成14年11月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、斜里町以久科地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成14年11月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1825号

家畜伝染病が次のとおり発生した。
平成14年11月19日

北海道知事 堀 達也

家畜伝染 病の種類	家畜 の種類	患者・ 疑似患 畜の別	発生 頭数	発 生 の 場 所	達 也
ヨ一ネ病	牛	患 畜	2	足寄郡足寄町喜登牛694番地	平成14.10.2
同	同	同	1	登別市青葉町17番地2	同 14.10.7
同	同	同	1	中川郡幕別町字南勢197番地 の12	同 14.10.10
同	同	同	1	厚岸郡浜中町大字後静村字姉 別原野632番地	同 14.10.11
同	同	同	2	野付郡別海町中西別288番地 の11	同

北海道告示第1826号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成14年11月19日

北海道知事 堀 達也

- 保安林予定森林の所在 静内郡静内町字真歌20の1・20の8・21の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、20の2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1827号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 山越郡八雲町入沢376の1から376の3まで
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡虻田町字三豊287の3・290の1（以上2筆について
場所
次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地及び河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1828号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林の所在場所 瀬棚郡北檜山町字北檜山293の2、293の4、297の3、297
の4、298の2、405の1、405の2、宇徳島5から7まで
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林の所在場所 新冠郡新冠町字節埴町58・60（以上2筆について次の図に
示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1829号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ1589の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1830号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達也

1(1) 解除に係る保安林の所 釧路市鶴丘16の157、16の163、16の221、16の222、16の224から16の226まで、16の232、16の233、16の237から16の239まで

(2) 保安林として指定され 霧害の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所 釧路市鶴丘17の8、17の9、18の18

在場所

(2) 保安林として指定され 霧害の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除に係る保安林の所 目梨郡羅臼町峯浜町6の1・7の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 魚つき

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1831号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達也

商号又は名称及び 主たる営業所 建設業の 申請区分及び 処分年月日

代表者の氏名 所在地 許可の番号 許可取消業種

T & M 企画 札幌市手稲区星置 般 - 11 平成14.10.1

森 敏 則 2条3 - 7 石第16610号

高木建設株式会社 札幌市南区川沿12 特 - 13 一部廃業

高 木 義 信 - 1 石第9530号 土木、塗装、

浚渫、水道

三ツ輪建設株式会社 札幌市東区北27東 特 - 13 全部廃業 同 14.10.2

社 破産管財人 21 石第527号

矢 吹 徹 雄

東芝北海道テクノ 札幌市豊平区月寒 般・特 - 13 同 同

ネットワーク株式会社 東1 - 17 石第674号

川 内 俊 男

日興建設株式会社 千歳市信濃 2 - 24 般 - 11 同 同

日 下 敏 弘 石第263号

有限会社住和工業 札幌市北区篠路町 般 - 9 同 同 14.10.3

北 川 和 彦 篠路394 石第2446号

株式会社桂造園 札幌市清田区北野 般 - 13 一部廃業 同 同

秋 葉 澄 雄 5 - 4 石第8587号

株式会社ビツクホ 札幌市北区北32西 般 - 9 全部廃業 同 同

ーム 石第8868号

神 下 幸 男

千歳建設株式会社 千歳市流通 1 - 3 般 - 13 一部廃業 同 同

藤 川 俊 一 石第5612号

有限会社エスケー 江別市朝日町 8 - 般 - 13 全部廃業 同 同 14.10.7

ヤード 26 石第17370号

高 橋 徹

株式会社翔栄エン 札幌市豊平区美園 般 - 10 同 同

ジニアリング 4 - 2 石第16248号

松 本 健

株式会社ノーア 札幌市中央区南 8 般 - 12 同 同

岩 城 政 幸 西18 石第11648号

星野運輸株式会社 札幌市清田区北野 般 - 13 同 同

星 野 徹 雄 2 - 1 石第12317号

株式会社長谷川工 当別町西町23 般 - 12 同 同 14.10.8

業 長谷川 巧

株式会社伊藤塗工 札幌市東区北10東 特 - 14 一部廃業 同 同

部 伊 藤 清 治 12 石第1031号

井越産業株式会社 札幌市西区発寒 4 般 - 12 一部廃業 同 同 14.10.9

井 越 了 7 石第11914号

有限会社拓真ワ 札幌市北区北10西 般 - 11 一部廃業 同 同 14.10.10

クス 3 石第16799号

瀧 口 幸 子 土木、建築、 内装

平成十四年十一月十九日

号 1 4 1 8 第

報 告 公 開 北

ノムラベイント	初山別村字初山別	般 - 12 留第530号	全部廃業	平成14.10.22
野村容章				
株式会社林屋	網走市南4条3 -	特 - 13 網第116号	一部廃業 土木	同 14.10.9
林 洋 一	5			
興和建設株式会社	北見市三栄町1 -	特 - 14 網第383号	一部廃業 管	同 14.10.29
木村英輔	6			
技建興業株式会社	苫小牧市あけぼの	般 - 9 胆第2486号	全部廃業	同 14.10.2
坂本英雄	町3			
株式会社きつぎ	虻田町字入江64番	般 - 12 胆第4124号	同	同 14.10.3
佐々木正三	地			
株式会社	大滝村字優徳町	般 - 12 胆第3070号	一部廃業 管、造園	同 14.10.23
横山重機建設株式	117 - 2			
会社				
横山敏昭				
有限会社日建サ一	新得町本通南3 -	般 - 9 十第3156号	全部廃業	同 14.10.29
ビエ	38			
板垣博子				
板垣建設工業株式	新得町本通南3 -	般 - 13 十第899号	同	同
会社	38			
板垣晋				
釧路重工業株式会	釧路市知人町1 -	特 - 13 釧第1079号	一部廃業 とび・土工、 水道	同 14.10.4
社	5			
金井俊一				
有限会社田中木工	釧路市入江町16 -	般 - 12 釧第563号	全部廃業	同 14.10.21
田中和史	31			
有限会社森本建設	釧路市鳥取北6 -	般 - 13 釧第792号	同	同 14.10.28
工業	6			
森本雄				
有限会社平塚工務	釧路町よし野7 -	般 - 14 釧第2472号	一部廃業 土木	同 14.10.29
店	20			
平塚太朗				
小野建設工業株式	羅臼町礼文町7番	般 - 9 根第160号	一部廃業 管	同 14.10.4
会社	地			
小野哲也				

北海道告示第1832号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 新得町道北新内線
- 2 工 事 区 間 上川郡新得町字新内153番10地先から
上川郡新得町字新内153番4地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成14年11月30日

北海道告示第1833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 北海道知事 堀 達 也
期 縦 覧 場 所

- | | | | |
|------------------|---|------------|----------------|
| 道道 東三川由仁
停車場線 | 夕張郡由仁町新光225番地先から
夕張郡由仁町新光220番1地先まで | 平成14.11.19 | 北海道札幌
土木現業所 |
| 道道 乙部厚沢部
線 | 檜山郡江差町字鯉川1604番地先から
檜山郡江差町字鯉川1609番地先まで | 同 14.11.20 | 北海道函館
土木現業所 |
| 道道 利尻富士利
尻線 | 利尻郡利尻富士町鷺泊字本泊256番
1地先から利尻郡利尻富士町鷺泊
字本泊1130番1地先まで | 同 14.11.19 | 北海道稚内
土木現業所 |
| | 利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯390番
1地先から利尻郡利尻富士町鷺泊
字大磯426番地先まで | 同 | |

北海道告示第1834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
北 松 山 大 成 線	久遠郡大成町字富磯378番 1 地先から 久遠郡大成町字富磯168番 4 地先まで	前	7.50mから 38.40mまで	761.81 m	—	北海道函館土木現業所
		後	19.75mから 71.56mまで	761.81 m	—	
		前	14.10mから 182.00mまで	489.67 m	—	
		後	25.00mから 254.00mまで	489.67 m	—	
新富様似停車場線	様似郡様似町字田代570番 1 地先から 様似郡様似町字田代570番 1 地先まで	前	182.00mから 25.00mから	489.67 m	—	北海道室蘭土木現業所
		後	25.00mから 254.00mまで	489.67 m	—	
当 麻 比 布 線	上川郡当麻町1535番 1 地先から 上川郡比布町5868番 1 地先まで	前	10.90mから 28.00mまで	949.30 m	—	北海道旭川土木現業所
		前	24.00mから 43.11mまで	950.00 m	—	
		後	24.00mから 43.11mまで	950.00 m	—	
		後	43.11mまで	950.00 m	—	

北海道告示第1835号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年11月19日

北海道知事 堀 達 也

1 免許の年月日 平成14年11月19日

2 免許を受けた者

(1) 氏名又は名称 湧別漁業協同組合

(2) 住 所 紋別郡湧別町曙町 9 番地の 1

(3) 代表者の氏名 代表理事組合長 遠 峰 進一

3 埋 立 区 域

(1) 位 置 紋別郡湧別町字東1406番地先の公有水面

(2) 区 域 基点 A 北緯44度11分34秒 東経143度40分21秒

区域イ 点①から点④までを順次結んだ線と、点④と点①を結んだ線によって

て囲まれる区域

点① 基点 A から方位角206度18分16秒の方向に2.30mの地点

点② 点①から基点 A を結ぶ線に対して180度の方向に7.30mの地点

点③ 点②から点①を結ぶ線に対して270度の方向に34.70mの地点

点④ 点③から点②を結ぶ線に対して270度の方向に7.30mの地点

区域ロ 点⑤から点⑧までを順次結んだ線と、点⑧と点⑤を結んだ線によっ

て囲まれる区域

点⑤ 基点 A から方位角26度18分16秒の方向に2.50mの地点

点⑥ 点⑤から基点 A を結ぶ線に対して90度の方向に34.70mの地点

点⑦ 点⑥から点⑤を結ぶ線に対して270度の方向に2.30mの地点

点⑧ 点⑦から点⑥を結ぶ線に対して270度の方向に34.70mの地点

(3) 面 積 区域イ 253.31㎡

区域ロ 79.81㎡

合計 333.12㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 紋別郡湧別町字東1406番地先の公有水面

(2) 区 域 基点 A 北緯44度11分34秒 東経143度40分21秒

区域ハ 点 A から点 J までを順次結んだ線と点 J と点 A を結んだ線によって

て囲まれる区域

点 A 基点 A から方位角206度18分16秒の方向に2.30mの地点

点 B 点 A から基点 A を結ぶ線に対して180度の方向に7.30mの地点

点 C 点 B から点 A を結ぶ線に対して90度の方向に1.60mの地点

点 D 点 C から点 B を結ぶ線に対して270度の方向に1.60mの地点

点 E 点 D から点 C を結ぶ線に対して270度の方向に5.05mの地点

点 F 点 E から点 D を結ぶ線に対して90度の方向に14.25mの地点

第1418号

北海道庁公告

北海道告示第1836号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。 平成14年11月19日	点G	点Fから点Eを結ぶ線に対して270度の方向に77.55mの地点
	点H	点Gから点Fを結ぶ線に対して270度の方向に16.85mの地点
	点I	点Hから点Gを結ぶ線に対して270度の方向に44.70mの地点
	点J	点Iから点Hを結ぶ線に対して90度の方向に6.30mの地点
	区域(ニ)	点Kから点Pまでを順次結んだ線と、点Pと点Kを結んだ線によって囲まれる区域
	点K	基点Aから方位角26度18分16秒の方向に2.50mの地点
	点L	点Kから基点Aを結ぶ線に対して90度の方向に36.30mの地点
	点M	点Lから点Kを結ぶ線に対して270度の方向に3.90mの地点
	点N	点Mから点Lを結ぶ線に対して270度の方向に37.90mの地点
	点O	点Nから点Mを結ぶ線に対して270度の方向に1.60mの地点
5 埋立地の用途	点P	点Oから点Nを結ぶ線に対して270度の方向に1.60mの地点
	(3) 面積	区域(イ) 1,546.94㎡ 区域(ニ) 144.13㎡ 合計 1,691.07㎡
	導船・物揚施設用地	

北海道告示第1836号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。 平成14年11月19日	14第4号	上田和成	同
	14第5号	太田智享	同
	14第6号	岡田島睦	同
	14第7号	兼松智彦	同
	14第8号	株田悠介	同
	14第9号	木幡晋也	同
	14第10号	小林麻衣子	東京都
	14第11号	榊原美紀	東京都
	14第12号	佐橋勝洋	北海道
	14第13号	杉本聡史	同
北海道告示第1836号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。 平成14年11月19日	14第14号	鈴木隆也	同
	14第15号	高橋卓哉	同
	14第16号	丹橋弘和	同
	14第17号	永瀬 弘	同
	14第18号	野津 峻	同
	14第19号	林 雄	同
	14第20号	平野智弘	同
	14第21号	細野貴大	同
	14第22号	水本康洋	同
	14第23号	山宮勇太	同
北海道告示第1836号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。 平成14年11月19日	14第24号	森口由隆	同
	14第25号	若 森	同

次のとおりアロバーザルの提出を要請する。 平成14年11月19日	北海道知事 堀 達 也
1 事業概要 (1) 事業名 (2) 業務内容	「北の生き物たち」情報システム構築事業 地域住民や小中学生などが参加して身近な自然を理解したり、環境保全への意識を高めるとともに、北海道の戦略的価値及び財産として位置づけることのできる「自然資源」を多様な視点で捉え、インターネット上で容易に書き込めることを可能にする地理情報システム（GIS）を構築する。

2	(3) 履行期限 平成15年3月19日（水）
	参加資格及び選定基準
	(1) プロポーザルの参加資格 ア 複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。 イ コンソーシアムの構成員には、平成12年度以降に国又は地方公共団体と情報システムの開発（コンテンツ制作を含む。）に係る契約を締結し履行した実績のない企業を1社以上含めること。 ウ コンソーシアムの構成員は、すべて、次に該当する中小企業者等であること。 （ア） 道内に本店を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（会社及び個人）又は道内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人 （イ） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 （ウ） 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。 （エ） 道税を滞納している者でないこと。
3	(2) 選定基準 ア 高品位性 システムの実用性、完成度が高いこと。 イ 独創性 利用者が、小中学生から地域住民等幅広く活用されることから、システムの操作性が容易でかつデータ処理が迅速に行われること。 ウ 先進性 システムの運営及び管理が容易であること。 エ コンソーシアムの実施体制 コンソーシアムを形成するに当たり、その体制が本業務を十分に遂行できること。
	3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 232 ファクシミリ 011 - 232 - 1793
	(2) 説明書の交付期間、方法及び場所 平成14年11月19日（火）から29日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

3	交付場所は、(1)に同じ。 (3) 参加表明書の提出期限等 平成14年12月2日（月）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (4) 企画提案書等の提出期限等 平成14年12月11日（水）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
	4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報を入手するための照会先 3(1)に同じ。 (4) プロポーザルに関する説明 提出されたプロポーザルの内容について、ヒアリングを行う。ただし、プロポーザルが多数の場合は、書類選考を行う場合がある。 (5) その他 詳細は、企画提案説明書による。
	交付 期 間 北海道網走支庁告示第30号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年11月19日 北海道網走支庁長 太 田 敏 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ホイルローダ（運転質量7000kg以下。定格出力85馬力以上） 2台 標準バケット（1.3m ³ 級（マルチカプラ対応）） 2台 ロール用フオーク（マルチカプラ対応） 2台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月20日

第1418号

報 告 公 道 規 則

北 道

(4) 納 入 場 所 北海道網走支庁長の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次にいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 契約条項を示す場所 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走支庁総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成14年12月3日 午前11時 （郵送による場合は、平成14年12月2日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	8 契約書作成の要否 9 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 郵送により入札した者は、再度入札には参加できない。 (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225 (5) この入札及び契約は、調達手続きの停止等があり得る。 (6) 詳細は、入札説明書による。 (7) この入札は、公開とする。 北海道網走支庁告示第31号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年11月19日 1 入札に付する事項 北海道網走支庁長 太 田 敏 夫 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 堆肥攪拌機（ロータリ一式。攪拌量 500m³/h） 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月20日 (4) 納 入 場 所 北海道網走支庁長の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格
--	--

次にいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁総務部会計課
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走支庁総務部会計課）

- (2) 入札日時 平成15年1月10日 午前11時（郵送による場合は、平成15年1月9日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225
- (2) 交付方法 (1)の場所で作成する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 郵送により入札した者は、再度入札には参加できない。
- (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225

- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- (8) この入札は、公開とする。

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :
Compost Mixer Specification 1 set
(Rotary mixing system)

B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., January 10, 2003

C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department,
Abashiri Subprefectural Office, Hokkaido Government,
Nishi 3-Chome, Kita 7-jo, Abashirishi, Hokkaido, 093-8585 Japan
Phone : 0152-44-7171 Ext. 2225

旭川教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年11月19日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 校内サーバ（本体・ソフトウェア）
- イ キャッシュサーバ（本体・ソフトウェア）
- ウ フアイアウオール（本体）
- エ ルータ類（ルータ・HUB）
- オ ラック
- カ その他（無停電装置、各種ケーブル、現地設定）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 限
- ア (1)オ 平成14年12月25日（水）
- イ 上記以外の物品 平成15年1月31日（金）
- (4) 納 入 場 所 北海道旭川東栄高等学校、北海道旭川農業高等学校、北海道富良野高等学校及び北海道美深高等養護学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年11月19日

北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 浦河郡浦河町堺町西2丁目83 - 68の内（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
浦河町長 谷川弘一郎
- 3 開発許可年月日及び番号
- 平成10年6月2日 日建指第37 - 1号指令
平成14年7月26日 変更日建指第14 - 1号指令

道立農業大学校告示

北海道立農業大学校告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年11月19日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 校内LANシステム サーバー関連機器 一式
- 2 落札を決定した日
- 平成14年11月7日（木）
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 エヌイーシーリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝五丁目29番11号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
- 月額 499,905円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成14年北海道立農業大学校告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課
(2) 所在地 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1

ア 申 請 の 時 期 平成14年11月19日から29日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道 上川合同庁舎 3 階 302会議室 (郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係) (2) 入 札 日 時 平成14年12月12日 (木) 午前11時 (郵送による場合は、平成14年12月11日 (水) までに必着のこと。) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の 7 及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否	10 そ の 他 (1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118 (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。
--	---

平成十四年十一月十九日

火曜日

一〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課